

答 申 第 6 号

平成25年12月16日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市個人情報保護条例第40条第2項の規定に

基づく諮問について（答申）

平成24年12月28日付け芦総課第3751-1号による下記の諮問について、
以下のように答申します。

記

〇〇町〇番〇〇の家屋，同町〇番〇〇及び〇の宅地に係る平成7年，8年，9年度
固定資産税・評価額及びその計算過程を具体的に示す書類及びその附属資料の個人情報
開示請求についてなされた平成24年11月26日付け個人情報不存在決定処分
に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年11月26日付け芦総課第2791号で、〇〇町〇番〇〇の家屋、同町〇番〇〇及び〇の宅地に係る平成7年、8年、9年度固定資産税・評価額及びその計算過程を具体的に示す書類及びその附属資料（以下「本件公文書」という。）の不存在決定を行ったことは不当とはいえない。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成24年11月10日付けで芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行ったことに対し、実施機関が行った平成24年11月26日付け個人情報不存在決定処分（芦総課第2791号）の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 公開を求めるのは阪神・淡路大震災により被災した〇〇町〇番〇〇の家屋、同町〇番〇〇及び〇の宅地の固定資産評価額に係る平成7年度から平成9年度の評価額やその計算過程を示す書類とその附属資料であり、後年の同評価額に影響を与える重要な個人情報であるから、被災地方自治体では保存されているはずであるから速やかに公開すべきである。
- (2) また、不存在決定処分を行った以上、廃棄したと主張するのであれば、実施機関はいつ、誰がどのような方法で廃棄したのか、その廃棄した経過の記録や廃棄文書目録等を具体的に提示し、説明すべきである。
- (3) 本件家屋及び宅地の評価決定額は、阪神大震災で被災した特別な物件であり、実施機関は平成8年度に評価替えを行ったことを認めながらも廃棄したとして後年に影響する重要な個人情報の公開をなぜか拒否している。実施機関は保存年限10年を経過したとして廃棄したために不存在を主張するには無理がある。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書及び本審査会での意見陳述において主張している内容は次のように要約される。

- 1 固定資産税の評価額及び計算過程を具体的に示す書類として、「土地・家屋評価調書」が該当するが、保存年限を10年としているため、平成7年度、平成8年度、平成9年度「土地・家屋評価調書」は、各々翌年度の4月1日から起算して、平成18年3月31日、平成19年3月31日、平成20年3月31日をもって10年を経過するので、その日以降に廃棄しているが、文書目録、廃棄文書目録を当時は作成していなかったため、廃棄年月日等の記録はない。
- 2 阪神・淡路大震災により被害を受けた家屋の評価については、平成8年度に評価替えを行い市内で一律に減価を行っているため、当該減価を行った率がわかれば評価額の算出は可能であり、特段震災当時のみ計算過程を保存する必要はなく、震災当時の平成8年度の上昇率表（平成8年度 阪神・淡路大震災による評価額の減価率表）を永年保存することで足りる。

第4 審査会の判断

本件は、保存年限が満了したため本件公文書を廃棄したとする実施機関の主張が妥当か否かが争点である。

実施機関は、本件公文書を各々保存年限である10年を経過する平成18年3月31日、平成19年3月31日、平成20年3月31日以降に廃棄したと主張する一方、文書取扱規程に定められた文書目録及び廃棄文書目録を当時は作成していなかった。本審査会から実施機関に対し本件公文書の具体的な廃棄経過の説明を求めたところ、実施機関は、廃棄すべき文書は審査申出期間の過ぎる6～7月に環境課の機密文書の溶解処理（毎月第4週目の木曜日）に出しているが、当時は係内での各業務担当ごとに廃棄を行っており、業務記録等は存在せず、廃棄の日付までは記録していないと説明している。本審査会は保存年限の満了をもって本件公文書を廃棄したとする実施機関の主張を覆して、本件公文書が存在することを確認できない。

また、阪神・淡路大震災に係る課税資料の保存状況について説明を求めたところ、実施機関は、減価を行った率がわかれば評価額の算出は可能であり、特段震災当時のみ計算過程を保存する必要はないと説明している。

本審査会としてはこれらの実施機関の説明を否定する事実は見だし得ず、実施機関が不存在決定処分を行ったことは不当ではないと言わざるを得ない。

なお、公文書の不存在を主張するについては、実施機関において適正な文書管理が行われていることが前提として求められるが、本審査会では、平成16年7月2日付け答申第1号及び平成17年12月1日付け答申第5号において、文書

主管課を中心として文書管理の改善をはかるよう強く求めた経緯があることを申し添える。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月28日	諮問書の受理
平成25年 8月30日	異議申立人の意見陳述
平成25年 9月20日	諮問実施機関の意見陳述
平成25年10月22日	第1回審議
平成25年12月16日	第2回審議